

足利市ふるさと納税中間管理業務委託募集要項

1. 業務名

足利市ふるさと納税中間管理業務委託

2. 業務概要

(1) 業務の目的

足利市の財源調達のため取り組んでいるふるさと納税の推進について、今後寄附の増額を図るうえで、返礼品事業者との伴走強化及び新返礼品開発の取り組みを推進するため、中間管理業務を委託する事業者を広く募り、最適なパートナー事業者を選定することを目的とする。

(2) 業務の内容

別紙「足利市ふるさと納税中間管理業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約の内容及び予算額(提案限度額)

1. 委託料の見積上限額

ア ふるさと納税中間管理業務

契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ただし、令和7年3月31日までは準備期間とする。 なお、準備期間に発生する費用については、受託者の負担とする。 (業務実績が良好と認められる場合は、1年ごとの予算の範囲内で随意契約を締結できるものとする。)
支払方法	月締払い(年12回払い)
予算額 (提案限度額)	寄附金額の5%(※消費税込み)

イ 寄附金受領証明書等作成及び発送業務

契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (業務実績が良好と認められる場合は、1年ごとの予算の範囲内で随意契約を締結できるものとする。)
支払方法	月締払い(年12回払い)
予算額 (提案限度額)	1件当たり200円(※消費税込み)

2. 業務に係る想定寄附金額及び寄附件数等

ア 寄附金額 240,000,000円

イ 寄附件数 18,000件

ウ 見積上限額 15,600,000円

※単価契約のため寄附金額及び寄附件数等の増減により委託料は変動する。

※予算額は契約予定価格ではなく、予算の規模を示すためのものである。

※提案限度額を超えた場合は失格とする。

※見積書についての詳細は、別紙「足利市ふるさと納税中間管理業務委託仕様書」に掲載する。

3. 選考方法

公募型プロポーザル方式による。

「8 企画提案書の記載内容」にある内容についての提案書提出後、プレゼンテーションを行う。なお、詳細な評価内容の公表はしない。

4. 参加資格

- (1) 本市の令和6・7年度物品購入・業務委託等認定事業者名簿の業種区分「004001(情報処理)」のうち、営業品目「⑥データ管理」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者については、地域創生課に事前連絡の上、参加表明期限の日までに令和6・7年度物品購入・業務委託等入札参加資格審査にかかる必要書類を提出し、正式に登録された場合は参加資格を有するものとする。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。
- (3) 足利市競争入札参加者指名停止要領(平成22年4月1日実施)の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされている者(ただし、会社更生法に基づく更生計画または民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可可決を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 個人情報の取り扱い、安全管理基準について、プライバシーマーク又はISMS認証を取得(業務に必要な範囲の取得を行っていること。)し、定期的に更新を行っていること。または、今後取得の見込み、もしくはそれらと同等のセキュリティ規格を有すること。
- (8) 令和4年度中又は令和5年度中において関連業務実績(ふるさと納税中間管理業務等)が1自治体以上あること。

5. 募集要項の質問に関する事項

- (1) 受付期間
令和6年9月6日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法
「質問書」(様式第1号)を作成し、電子メールに添付して提出すること(口頭、電話、ファクス、郵送、持参による質問は不可)。件名に「【業者名】足利市ふるさと納税中間管理業務委託募集要項への質問」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認連絡をすること。
- (3) 提出先
足利市総合政策部地域創生課のメールアドレス宛とする。
E-mail:machi@city.ashikaga.lg.jp(担当:渡邊・鈴木・下川床・須賀)
- (4) 質問書の回答
質問に対する回答は、令和6年9月11日(水)までに、各社の提示するメールアドレスに送付する。なお、質問に対する回答は、本要項及びその他提出資料等の追加または修正とみなす。

6. 参加表明に関する事項

参加しようとするものは、下記書類の提出を要する。

- (1) 提出書類(各1部)
 1. 参加表明書(様式第2号)
 2. 参加資格要件確認票(様式第3号)
 3. 会社概要書(様式第4号)
 4. 業務実績調書(様式第5号)、業務実績を証明する契約書の写し
 5. 業務実施体制調書(様式第6号)
 6. 配置予定従事者調書(様式第7号)
 7. 会社案内パンフレット
 8. プライバシーマーク又はISMS認証の登録証の写し又はそれらと同等のセキュリティ規格の証明するもの
※今後取得の見込みの場合は不要
- (2) 提出期限並びに提出場所及び方法
 1. 令和6年9月18日(水)午後5時必着
電子メールまたは持参、郵送(書留郵便または配達証明できる方法に限る)
※電子メールの場合は、件名に「【業者名】足利市ふるさと納税中間管理業務委託参加表明書の提出」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認連絡をすること。添付するファイル容量が5MBを超える場合は、大容量ファイル送信サービス等を利用すること。
※持参の場合は、市役所閉庁日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時の間に持参すること。
※郵送の場合は、封筒に「足利市ふるさと納税中間管理業務委託参加表明書在中」と記して送付すること。

2. 提出先

〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地 足利市役所本庁舎4階
総合政策部 地域創生課 地域ブランド創生担当 渡邊・鈴木・下川床・須賀
E-mail:machi@city.ashikaga.lg.jp(担当:渡邊・鈴木・下川床・須賀)

(3) 参加資格要件の審査

提出があった参加表明書及び関係書類等を足利市地域創生課で審査し、参加資格要件を確認した者に対し、企画提案書提出要請書を電子メールにて通知する。また、参加要件を満たさなかった者に対しては、参加資格無通知書を電子メールにて通知する。

(4) 資格要件を満たさなかった者への理由説明

1. 参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった旨の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に書面により、市長に対し、参加資格要件が満たさなかったことについての説明を求めることができる。
2. 市長が説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に書面により回答する。

7. 企画提案に関する事項

(1) 提出物

1. 企画提案書提出届(様式第8号)
2. 企画提案書(表紙)(様式第9号)
3. 企画提案書(任意様式 A4版)
 - ・ 「8 企画提案の記載内容」に基づき作成すること。
 - ・ 企画提案書1部あたり表紙を除き30ページ以内とする。
 - ・ A4版、横書き、文字サイズ10.5以上とする。(印刷色は問わない)
 - ・ 専門知識がない者でも理解できるよう簡潔でわかりやすく記載すること。
 - ・ 自社名等は記載しないこと。(活用する媒体・事業名の名称やロゴマーク等は可)
4. 見積書及び内訳書(任意様式 A4版)
 - ・ 「ふるさと納税中間管理業務」は寄附額に対する手数料割合(%) (税込)、「寄附金受領証明書等作成及び発送業務」は1件当たりの単価(税込)を記載すること。
 - ・ 見積書の宛名は「足利市長」、件名は「足利市ふるさと納税中間管理業務委託」とすること。

(2) 書類作成上の留意事項

A4版を用いて、下部中央にページ番号をふること。

(3) 提出期限並びに提出場所及び方法

1. 提出期限
令和6年10月8日(火)午後5時必着
2. 提出先
上記「6(2)2」による
3. 提出方法
 - ・ 電子メールまたは持参、郵送(書留郵便または配達証明できる方法に限る)
 - ・ 提出する提案は1案とし、7(1)提出物1~4を1部として整理し、10部を提出すること。
正本のみ社名を明記し(押印不要)、副本は社名、社判、ロゴマークを削除するなど、参加事業者がわからないようにすること。
 - ・ 電子メールの場合は、件名に「【業者名】足利市ふるさと納税中間管理業務委託参加表明書の提出」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認連絡をすること。添付するファイル容量が5MBを超える場合は、大容量ファイル送信サービス等を利用すること。また、正本・副本1部ずつの提出とする。
 - ・ 持参または郵送(書留郵便に限る)の場合は正本を1部、副本を9部提出すること。
 - ・ 持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時の間、郵便の場合は提出期限必着のこと。期限までに提出しない場合には辞退とみなす。

(4) 追加及び変更

提出後の差し替え(追加及び変更)は認めない。

8. 企画提案書の記載内容

- (1) 別紙「足利市ふるさと納税中間管理業務委託仕様書」を満たすものであること。
- (2) 「9. 優先交渉権者を選定するための評価基準」に記載された項目を参考に作成すること。
- (3) 以下の内容については、特に提案内容を明確に記載すること。

- ・業務内容の理解、業務体制
- ・寄附者からの問い合わせ対応
- ・リピーターの確保及び増加
- ・広報・プロモーション戦略

- (4) 追加提案
- (5) その他特記すべき事項

9. 優先交渉権者を選定するための評価基準

別表に掲げる項目基準として提案の評価を行う。

10. 優先交渉権者の選定方法及び審査

(1) 選定方法

本要項に従い提案書を提出した者(以下「提案者」という)を対象に「足利市ふるさと納税中間管理業務委託審査委員会」(以下「審査委員会」という)が審査し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者とする。

※提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、審査委員会が評価の基準を満たしていないと判断した場合は選定しない。

※最も優れた提案を行った者が複数の場合、選定要領記載の方法より優先交渉権を決定する。

(2) 審査

提出された企画提案書をもとに、あらかじめ定められた評価基準(前項参照)に基づき厳正かつ公平に書類審査及びプレゼンテーションを行い審査する。

なお、プレゼンテーションは、本業務を担当する業務責任者(業務担当者も可)が行うものとする。プレゼンテーションの開催等については別途通知する。

11. 優先交渉権者に対する通知方法及び審査結果の公表

(1) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者を選定された者に対しては、選定された旨を書面(選定通知書)により電子メールにて通知する。

(2) 非選定者への通知

1. 優先交渉権者を選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により電子メールにて通知する。
2. 1の通知を受けた者は、通知を受領した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

(1) 受付場所

上記「6(2)2」による。

(2) 受付時間

市役所の閉庁日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時の間に持参すること。

3. 上記2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から加算して10日(休日を含まない)以内に書面より行う。

(3) 審査結果の公表

優先交渉権者決定後、選定結果及び評価を本市ホームページに公表する。

1. 優先交渉権者名、住所(所在地)及び代表者の氏名
2. 優先交渉権者が提案した見積り金額
3. 参加者の数
4. 評価結果(優先交渉権者以外の氏名は符号によるものとする)

12. 契約の締結

(1) 契約の交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者との契約交渉を行う。

1. 優先交渉権者が審査後、上記「4 参加資格」を満たさなくなったとき
2. 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき
3. 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき
4. その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となったとき

- (2) 契約締結日
令和7年4月1日を予定

13. スケジュール

令和6年9月2日(月)	公告
9月6日(金)午後5時まで	質問の受付期限
9月11日(水)	質問への回答
9月18日(水)午後5時まで	参加表明書等の提出期限
10月8日(火)午後5時まで	企画提案書等の提出期限
10月22日(火)(予定)	プレゼンテーションの開催
10月中(予定)	審査結果通知発送、優先交渉権者と協議及び契約
令和7年1月～3月	事業者説明会及び引継ぎ対応
令和7年4月～	契約締結

※日程は都合により変更することがある。

14. その他(留意事項)

- (1) 参加表明書及び企画提案書
1. 提出期限までに参加表明書を提出しない者は企画提案書を提出することはできないものとする。
 2. 提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとする。
 3. 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出費用は、提出者の負担とする。
 4. 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合、またはプレゼンテーションの中で虚偽の説明をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の申請をした者に対して指名停止措置を行うこととする。
 5. 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、本市に無断で使用しない。
 6. 企画提案書に記載した業務責任者は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は、足利市情報公開条例(平成11年3月23日条例第3号)の規定に基づき、開示することがあるので留意すること。
- (3) 様式・見積書への押印は不要とし、電子メール、持参または郵送とすることで当該事業者から提出された正規の書類であるとみなす。

15. 問い合わせ先

足利市 総合政策部 地域創生課 地域ブランド創生担当
 担当: 渡邊・鈴木・下川床・須賀
 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地
 電話: 0284-20-2261
 FAX: 0284-21-1384
 E-mail: machi@city.ashikaga.lg.jp

別表 「優先交渉権者を選定するための評価基準」

評価項目	評価の視点	評価配分
見積額	見積上限額と見積額の比較	10
業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績(令和4年度中又は令和5年度中)を有しているか。	10
業務内容の理解、業務体制	業務全体を適正かつ確実に実施するための人員体制及び業務工程が繁忙期の体制やトラブル対応も含めてしっかり整っているか。	20
個人情報保護	受注者及び返礼品提供事業者において寄附者の個人情報の漏えいを防止するための対策が講じられており、その有効性があるか。	5
導入計画及び事前準備	業務開始までの事前準備も含め返礼品提供事業者との連携体制の構築等、実現可能な導入計画となっているか。	5
寄附者からの問い合わせ対応	寄附者及び返礼品提供事業者からの問い合わせ及び苦情等に対し、適切かつ丁寧に対応することができる体制が整っているか。	20
寄附金受領証明書作成・発送等	申請受付から発送まで円滑に行える体制が整っているか。封筒または礼状に本市が提供するデザインを使用できるか。	10
寄附情報管理及びポータルサイトの管理・運用技術	寄附情報管理システム及びポータルサイトのシステムに精通し、返礼品の追加、編集等の管理運営に優れているか。また、本市の特色を活かした魅力的なデザインや発信等ができる技術を有し、具体的な提案がなされているか。	10
返礼品発注及び配送管理	返礼品提供事業者と連携を密にし、適正に返礼品の出荷依頼及び配送管理等を行う具体的な提案がなされているか。	10
リピーターの確保及び増加	ポータルサイトにおける寄附の傾向を把握・分析し、本市返礼品の特徴を理解したうえでリピーターの確保及び増加につながる提案がなされているか。	20
返礼品提供事業者の開拓及び返礼品開発の提案	新たな返礼品提供事業者の開拓について具体的な方法が提案されているか。また、返礼品の開発について地域の事業者と連携して魅力ある返礼品の開発を推進する提案がなされているか。	10
広報・プロモーション戦略	本市の現状を踏まえ、寄附額の増加につながる効果的な広報・プロモーション戦略を展開し、寄附の獲得に直結する施策の提案がなされているか。	20
寄附金増額に向けた新たな提案	本市のふるさと納税寄附金増額に向けた新たな取組みや提案がなされているか。	10
合計		160